

松伏町企業立地に係る雇用促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、本町に立地した企業が新たに町民を雇用した場合において、当該企業に対し予算の範囲内で松伏町企業立地に係る雇用促進奨励金（以下「雇用促進奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の雇用促進奨励金の交付に関しては、松伏町補助金等の交付に関する規則（平成5年規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者（事業を行う法人又は個人をいう。以下同じ。）がその事業の用に供するために設置する施設をいう。
- (2) 新設 町内に事業所を有しない事業者が新たに町内に事業所を設置すること又は町内に事業所を有する事業者が町内の他の場所に新たに事業所を設置すること若しくは既存の事業所を除却し、その敷地に新たに事業所を設置することをいう。
- (3) 増設 町内に事業所を有する事業者が当該事業所の敷地内において事業所を拡張すること又は当該敷地に隣接する土地に事業所を拡張することをいう。
- (4) 移設 町内に事業所を有する事業者が当該事業所の全部を町内の他の場所に移し、事業所を設置することをいう。
- (5) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。

(認定の要件)

第3条 雇用促進奨励金の交付の対象となる事業者は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち別表に掲げる産業に属する事業を行うため、新設、増設又は移設（以下「新設等」という。）をする事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上であること。ただし、増設の場合（敷地を拡張した場合に限る。）は、拡張した部分の敷地面積が1,500平方メートル以上であること。
- (2) 事業所の延床面積が1,500平方メートル以上であること。ただし、増設の場合は、増加した部分の延床面積が750平方メートル以上であること。
- (3) 公害を発生させるおそれがないこと。
- (4) 町税に滞納がないこと。
- (5) 新設等を行った事業所において常時雇用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であつて、新設等を行った企業等と雇用関係にある者に限る。以下同じ。）の数が10人以上であること。

(認定の申請等)

第4条 雇用促進奨励金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ町長の認定

(以下「認定」という。)を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする事業者(以下「認定申請事業者」という。)は、事業所における事業開始の日から起算して30日以内に、雇用促進奨励金交付対象事業者認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書又は営業開始届出済証明書

(2) 定款又はこれに準ずるもの

(3) 新設等による事業の用に供する土地に係る登記事項証明書、土地等売買契約書の写し又は土地等賃貸借契約書の写し

(4) 新設等による事業の用に供する建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し及び同法第7条第5項の検査済証の写し又はこれに準ずるもの

(5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿

(6) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、認定の可否を決定し、その旨を雇用促進奨励金交付対象事業者認定(不認定)通知書(様式第2号)により認定申請事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第5条 町長は、前条第3項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 事業を休止又は廃止したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。

(4) 事業所等において公害を発生させ、その排除のために当該事業所等の施設改善その他必要な措置を講じないとき。

(5) この要綱に違反したとき。

(6) その他町長が特に必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、雇用促進奨励金交付認定事業者取消通知書(様式第3号)により認定事業者に通知するものとする。

(雇用促進奨励金の額等)

第6条 町長は、新設等に伴い、認定事業者が常時雇用する従業員で、町内に住所を有するもののうち、事業所における事業開始の前6月から事業開始の日後6月までの間に新規に雇用された従業員が事業開始の日から1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合は、当該認定事業者に対し、1回に限り雇用促進奨励金を交付することができる。

2 前項の雇用促進奨励金の額は、同項に規定する交付の要件に該当する者の数に10万円を乗じて得た額(その額が300万円を超えるときは、300万円とする。)とする。

(交付の申請)

第7条 雇用促進奨励金の交付を受けようとする認定事業者(以下「交付申請事業

者」という。)は、事業開始の日から起算して1年を経過した日以後3月以内に、雇用促進奨励金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る従業員の住民票の写し
- (2) 雇用の事実を証する書類
- (3) 雇用保険被保険者証の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、雇用促進奨励金の交付の可否を決定し、雇用促進奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により交付申請事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた交付申請事業者は、雇用促進奨励金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、第8条の規定による交付決定を受けた交付申請事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 事業を廃止したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、雇用促進奨励金交付決定取消決定書(様式第7号)により交付申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

産 業
大分類E—製造業
大分類G—情報通信業
大分類H—運輸業、郵便業
大分類I—卸売業、小売業
大分類L—学術研究、専門・技術サービス業
大分類R—サービス業(他に分類されないもの)(自動車整備業、機械等修理業及びその他の事業サービス業に掲げるコールセンター業に限る。)